

## 東日本大震災の被災者の方の 国民年金保険料申請免除等特例措置の段階的見直しについて

○ これまで、国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例（以下「申請免除等」とします。）については、東日本大震災に伴い避難を余儀なくされた方のご事情を踏まえ、特例措置を設けておりました（※）。

※ 申請免除等は、通常、前年所得により審査することとしておりますが、東日本大震災が生じた日に旧避難指示区域を有する以下の市町村にお住まいであった被保険者の皆様においては、前年所得によらず申請免除等を審査する措置を設けておりました。

（対象市町村）

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、  
双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

○ 令和7年度以降の申請免除等につきましては、一部の避難指示地域について解除から概ね10年を経過することなどを踏まえ、当時お住まいだった以下の市町村毎に申請免除等特例措置の段階的な見直しを行います。  
皆様におかれましては、あらかじめ、ご理解・ご協力をお願いします。

当時お住まいだった 市町村（※1）	特例措置の廃止年度	
	免除・納付猶予	学生納付特例
双葉郡広野町、田村市	令和7年度 (令和7年7月分の保険料から)	令和7年度 (令和7年4月分の保険料から)
双葉郡楢葉町	令和8年度 (令和8年7月分の保険料から)	令和8年度 (令和8年4月分の保険料から)
双葉郡川内村、双葉郡葛尾村 (※2)、南相馬市(※2)	令和9年度 (令和9年7月分の保険料から)	令和9年度 (令和9年4月分の保険料から)
伊達郡川俣町、相馬郡飯舘村 (※2)、双葉郡浪江町(※2)、 双葉郡富岡町(※2)	令和10年度 (令和10年7月分の保険料から)	令和10年度 (令和10年4月分の保険料から)

※1 平成29年4月以前に指示が解除されている地域のみ記載しております。

平成29年5月以降に解除された地域（特定復興再生拠点区域含む。）は、今後見直し内容をお示しする予定です。

※2 帰還困難区域(特定復興再生拠点区域含む。)を除きます。

